

## 第7章 本提言の今後の活用方向

前章の提言に対応した観光開発計画調査を行うためには、基本的には、事前調査の段階からファイナルレポートの提出までの、調査の一連の流れのすべての段階で提言の内容を念頭において進めることが必要である。

JICAとコンサルタントとの関係から言えば、JICAが作成する業務指示書が作業の出発点となる。業務指示書はコンサルタントが作成する調査計画の基本的指針となるが、調査方法の詳細についてはコンサルタント自らが検討すべきである。従って、あまり詳細な調査手法の指示を業務指示書そのものに記述することは必ずしも望ましく無い。最近の観光開発計画調査に係る業務指示書は、一連の項目が過不足無く表現されていることから、特に変更する必要があるとは思われない。

一方で、コンサルタントが作成するプロポーザル、インセプションレポートは、コンサルタントが自ら検討した上での調査計画として詳細な調査手法が記述される。この段階で、提言の内容がどれだけ反映されているかは極めて重要であり、また、調査実施中の計画策定段階においても、提言の内容を念頭に置き、いかに地域への効果発現を確実にする計画にできるかが重要である。

従って、具体的な活用方法としては、プロポーザルの評価、インセプションレポート段階での調査方針、調査方向の検討、インテリムレポート等の調査実施の早い段階から、提言の内容を参照し、必要な修正を加えることが有効である。また、特に提言部分については、調査を担当するコンサルタントに対し配布することを検討すべきである。

[参考資料]

参考資料A1 JICA観光開発計画調査における検討内容(その1)

調査名	メキシコ国観光促進投資戦略策定のための実施調査
調査期間	1995年(平成7年)9月～1997年(平成9年)2月
調査概要	メキシコの観光の現状、既存の観光開発方針を把握し、2010年を目標年次とする全国を対象とした観光開発及び3カ所の優先開発エリアの詳細な開発計画を策定したもの。
地域住民等の開発への参加	・観光商品多様化の方策の中で、アグロツーリズム、手工芸品、民族芸能等、地元住民の参画する意欲を奨励するために財政的支援、関係省庁との調整などを積極的に行うべきとしている。
地域間格差の是正	・観光利益の再配分：特に有効な観光資源がありながら経済的に停滞している地域への経済的貢献を観光開発のゴールの一つとして設定している。この達成のため、観光商品の多様化、観光サーキットの形成、観光行政の効率化などを提案している。
雇用促進	・観光開発のゴールの3つの内の一つとして雇用促進を掲げ、ホテルの雇用者数を2010年/1995年比で1.7倍と算定。
職業訓練等の人材開発	・観光省及び教育省が関与し、観光教育の有資格者が適切な報酬を得られる制度並びに有資格者の就業を担保するための制度の確立並びに職場教育、実践教育、もてなし教育の強化。
所得階層格差の是正(貧困)	・社会配慮の項目として中小企業従事者向けの金融支援、教育プログラムの提供、情報の提供を行うよう提言している。
WID(開発への女性の参加)	・特段の記述はない。
環境保全対策	・対象地域の主要観光資源はリゾートであることから下水道整備に重点を置いている。他に、エコロジカル条例(高密度・過度な開発を抑制する条例)を制定し、取り締まりの強化、自然保護区の管理強化、遺跡周辺の開発を適正に管理する制度の適用、エコツーリズム商品開発の提案(ウミガメ、マングローブボートトレック、考古トレック、鯨ウオッチング等)等をしている。
観光収益の環境保全への還元方法	・特段の記述無し。
事業実施計画	・ロスカボス、プエルトバジャルタ、カンクンの3調査対象地域の観光開発のためそれぞれ、7件、9件、11件のアクションプロジェクトを提案している。
法制度/組織	・観光省(SECTUR)を政策立案部門(政策官庁)と政策実行部門(外郭法人)とに分ける行政機構改革を行い、観光行政ポリシーの継続性を持たせ、また責任と権限の適切な委譲を行えるようにする。広域観光行政圏を形成するために各広域行政圏毎に調整・連絡事務所を設置し、観光省(SECTUR)が州間の調整と中央の調整を果たす。
全般に対するコメント	検討対象項目についての記述が随所に記載されており、調査の一つの参考例になるものとも考えられる。ただ一つ女性の参加についての記述が見あたらないのが残念である。

参考資料A1 JICA観光開発計画調査における検討内容(その2)

調査名	フィリピン国北部パラワン持続可能型観光開発計画調査
調査期間	1994年(平成6年)11月～1997年(平成9年)3月
調査概要	調査対象地区のマスタープランに基づき、プズアンガ地区及びエルニド地区を対象にしてフィージビリティ調査を実施し、所要の提言を行い、この提言を着実に実施することにより、当地区の観光開発は北パラワンの自然環境、社会環境の保全、修復のみならず、地域社会、経済の発展に貢献できることを明らかにした調査。
地域住民等の開発への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発は公共主導で行われる必要があるとしているが、地方行政や地元住民も観光開発に関する計画、投資、運営面で参画すべきである。</li> <li>・観光開発に対して先住民の参画の機会はあるべきであり、先住民の意見を尊重し、参画の度合いや方法が決められるべきである。</li> <li>・少数民族の工芸品等は観光資源としての価値がある。</li> <li>・観光と地域社会を統合するため、計画、実施、運営の各段階でコミュニティの参加を促す。</li> <li>・地元住民とNGOの役割は広範囲にわたる。観光産業と地域の社会経済の統合を可能にするためにも、地元住民はより積極的に観光開発の過程に関与すべきである。さらに、観光産業が地域の資源を最大限に活かす努力をする一方、地元コミュニティは観光産業に応じた人材の供給により関連産業の育成を図る必要がある。また、外部の不利益な活動から自分たちを守るために地元コミュニティと民間観光事業者が共同で観光地域の管理と運営を行うことが重要であり、NGOは地元コミュニティを支援し地元の問題を行政機関の次元にまで引き上げる力を持っている点からきわめて重要な役割を果たし得るといえる。</li> </ul>
地域間格差の是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画が着実に実行されれば、当該地域の平均収入は大幅に増大する。</li> <li>・観光は北パラワンにおいては主要な産業として育成されるべきである。</li> <li>・2010年には40万人の観光客が国内外から訪れるようになり、100億ペソの消費が見込まれるのでこれに対応する産業を育成すべきである。</li> </ul>
雇用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・美しい景観や白い砂浜は持続可能な観光開発により大きな雇用を生み出す。</li> <li>・観光は多くの雇用機会を生み、関連産業への波及効果も高い。</li> <li>・観光は地域社会での雇用を創出し地域で生産される商品を消費する。</li> <li>・観光開発によって発生する直接的、間接的な雇用数は15～16千人に登ると考えられている。直接的な雇用にはホテルやリゾートにおけるマネージャー、フロント業務、レストランや食堂の従業員、ハウスキーピング、造園、その他観光活動に携わる従業員などが含まれ、合計では10,900人が必要と考えられている。その内訳は、1,600人が中間管理者レベル、1,600人が技術・監督者レベル、3,300人が熟練労働者レベル、4,400人が半・未熟練労働者レベルとなっている。</li> </ul>
職業訓練等の人材開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的資源開発は観光開発需要に見合うよう、政府による十分な対策への配慮が必要である。</li> <li>・需要にできる限り沿った人材を確保するためには、既存の教育機関の強化と十分な職業訓練・教育が行われることが必要である。</li> <li>・雇用と地元の人材開発を更に確実にするためには雇用定員数や組織内での研修を明確にしたガイドラインを作成し、優遇措置等を行うことが必要となる。人材育成にはそれなりの時間が必要のため、対策は早い段階から進めるべきである。</li> </ul>

所得階層格差の是正（貧困の撲滅）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貧困は低い農業生産性と就業機会の不足に起因している。これらを解消することが必要である。</li> </ul>
WID(開発への女性の参加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の記述無し。</li> </ul>
環境保全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光開発が環境保全に寄与するものと規定している。</li> <li>・環境悪化の原因を人口圧力の増大、焼き畑農業、不法伐採、ダイヤモンド・青酸漁労、環境への配慮を怠ったインフラ建設、技術的・財政的資源不足ととらえている。</li> <li>・人々に代替の雇用機会を与えない限り、残された自然は回復せず、破壊が進む。</li> <li>・観光の促進は自然環境の保護につながる。</li> <li>・優れた陸域生態、海域生態の保全は絶対必要と強調している。</li> <li>・観光活動エリアではかえって環境が保存される事がある。</li> </ul>
観光収益の環境保全への還元方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国による北部パラワン自治体への助成、または北部パラワン自治体が自ら徴収できる環境税の導入を提案している。</li> <li>・環境管理システムが十分であっても、更に膨大な環境保全、修復のコスト負担がかかる。北部パラワンの観光資源の殆どはその豊かな自然であり、観光セクターもコスト負担の責務を負う。</li> <li>・観光客からの環境保全のための料金の徴収、開発者からの開発負担金、リゾート経営者や観光関連産業事業者からの負担金等の様々な受益者負担制度が制度化されるべきである。</li> </ul>
事業実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の記述無し。</li> </ul>
法制度／組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PCSD（パラワン評議会）は全国で初めての環境管理のために開発を管理する機能を有する政府機関であるが、規制のためのフレーム、ガイドライン、組織と職員、信頼の置けるデータベース 技術的能力、財政基盤等が欠如しているので、北部パラワンで持続可能型開発を推進していく上で是非ともその機能強化が必要である。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会は観光開発の恩恵を十分得ているとは言えない。現行の税制、投資・運営ガイドラインの不備、地域での供給物資・資源供給と観光産業からの需要のミスマッチ等が原因である。</li> <li>・需要と供給のミスマッチが起こると外部の資源が求められる結果となるため、開発の利益を十分受けることができなくなる。</li> </ul>
全般に対するコメント	<p>ごく最近の調査であり、また調査のタイトルにも持続可能という最近の世界的潮流の言葉を冠しただけあり、グローバルイシューについてもかなり積極的な記述が見られる。しかし、女性の参加についての明確な記述が見られないのは残念な気がするものの、住民参加の記述が多く述べられており、この中で女性の参加を読みとることでもできると考えておくこととしたい。</p>

参考資料A1 JICA観光開発計画調査における検討内容(その3)

調査名	ヨルダン国観光開発計画調査
調査期間	1994年(平成6年)12月～1996年(平成8年)3月
調査概要	2010年目標のヨルダンの全国観光開発戦略の策定と優先整備ゾーンについて2000年目標の観光開発計画を策定したもの。
地域住民等の開発への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・投資対象となる土地所有者への意識向上プログラムを実施する。</li> <li>・未利用や十分に利用されていない建築物の再利用の促進を図る。</li> </ul>
地域格差是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の記述無し。</li> </ul>
雇用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の記述無し。</li> </ul>
職業訓練等の人材開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材開発・育成のための提案として、① Hotel Training Collegeの再編、②民間セクターにおける人材育成の促進、③地域のみやげもの職人の技術向上に対する援助、④博物館職員の育成を提案している。</li> </ul>
所得格差是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の記述無し。</li> </ul>
WID(開発への女性の参加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・デザイナー、手工芸品職人、店主、行政職員などの職種に女性の参加の可能性を指摘している。</li> <li>・地元の女子高校で観光分野における雇用機会の増加について講演を行い、観光分野での労働機会を促す。</li> </ul>
環境保全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然・文化環境の保護と保全、自然環境保護地区の管理強化。</li> <li>・自然公園の指定。野生動植物の調査の実施。観光教育の実施。</li> <li>・現行の野生動植物関連法制の強化、保護区制定法律の制定等。</li> </ul>
観光収益の環境保全への還元方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光遺跡省に対する十分な予算の配分の必要性を強調している。</li> <li>・遺跡局に入場料収入の一部の利用権、一部遺跡の商業的利用権を付与し、それによる収入を遺跡保全に充当する。</li> <li>・良質な土産品・買物商品の開発、小売りサービス業の育成により、観光収入を増加させる。</li> </ul>
事業実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画-6プロジェクト(インフラ、公的施設の整備)。</li> <li>・地方自治体に関わる観光プロジェクトへの補助金導入、民間セクターの観光開発に対するTwo-Stepローンの適用。</li> </ul>
法制度/組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光・遺跡省を改組し(観光政策局の創設、観光開発局の強化)、地方事務所機能を強化、上級観光審議会を改組し、議長職は首相が務め、観光・遺跡省観光政策局の担当とする。</li> <li>・観光・遺跡省の予算の確保、ホテル等級とレストランメニューの規制廃止。</li> </ul>
全般に対するコメント	<p>6つの優先プロジェクトそれぞれについて、地域に対する配慮と提言がなされている。特に、街並み観光開発型の3つのプロジェクトでは重要な位置を占めている。事業実施の役割分担について地元の市役所と意見交換を行い、共通認識を持った上で提案を行っている。</p> <p>"Historic Old Salt Project"については、現地NGOとも協議しつつ計画策定を行っている。しかし、地域に対する配慮・提案については、「こういうプロセスで地域の人々のためになるはずである」と説明するに止まっている部分も多く、地域がそのような利益を確実に得るための施策・手段までは十分には踏み込めていない部分もある。</p>

参考資料A1 JICA観光開発計画調査における検討内容(その4)

調査名	ケニア国全国観光開発計画調査
調査期間	1994年(平成6年)3月～1995年(平成7年)10月
調査概要	ケニア全土を対象とした目標年次2000年及び2010年の観光開発計画を策定し、その中で優先的に開発する地域の詳細な開発計画を策定したものの。
地域住民等の開発への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の積極的な参加を喚起し、観光関連中小企業の育成とともに農村観光の促進を図る。</li> <li>・農村観光による地場産品、景観、伝統文化の観光利用を図る。</li> </ul>
地域間格差の是正	・特段の記述無し。
雇用促進	・特段の記述無し。
職業訓練等の人材開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職業訓練学校や大学に観光関連の学科又はコースの設置。</li> <li>・技術レベルの向上及び能力の水準維持のために、技能テストや認定制度の導入。</li> </ul>
所得階層格差の是正(貧困の撲滅)	・特段の記述無し。
WID(開発への女性の参加)	・特段の記述無し。
環境保全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境関連法令の強化。環境汚染コントロールプログラムの制定。</li> <li>・観光客数のコントロール。観光客及びツアーオペレーターの啓発と教育。</li> </ul>
観光収益の環境保全への還元方策	・KWS(国立公園の管理主体)が公園入場料から約10%を地域住民に還元し、残りを環境保護・保全などや運営資金に利用している。
事業実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・魚介類の利用を促進するための氷供給ターミナルプロジェクト。</li> <li>・優先開発地域の投資額は、全国の投資額の73%をしめその内の90%が民間セクター、10%が公的セクターで観光施設やインフラ整備である。</li> </ul>
法制度/組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光関連中小企業に対する助成策として、ケニア開発公社による金融支援。</li> <li>・観光審議会、観光振興協会、観光プロモーション開発委員会の設置。</li> <li>・観光政策、観光開発の根拠となる「観光基本法」の制定。</li> </ul>
全般に対するコメント	<p>全国マスタープランにおいては、基本方針として「観光による利益の適正な配分」を唱えているが、そのための具体的な提案については明確でない。また、第4章では "Promotion of Communities' Participation Tourism" と題して22ページにわたる記述がされている。提案されている内容は、中小観光関連事業者の育成策、人材育成・教育、漁業振興、農村観光の4つであるが、その記述内容には不明確な部分が見受けられる。</p> <p>優先地域のマスタープランではこの点に関する記述はない。</p>

参考資料A1 JICA観光開発計画調査における検討内容（その5）

調査名	パナマ国沿岸域観光開発計画調査
調査期間	1994年(平成6年)3月～1995年(平成7年)10月
調査概要	同国沿岸域を対象に、観光促進のための法制度及び振興計画を含む、2010年を目標年次とする長期観光開発計画を策定すると共に、選定された優先プロジェクトのF/S調査を実施したもの。
地域住民等の開発への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地場産業の活用・育成のための提言として、①地域伝統、文化及び街並み保全、②文化観光資源の中心地とすること、③地域の伝統、文化を21世紀に引き継ぐ事を掲げている。</li> <li>・市民参加による観光都市づくり。</li> </ul>
地域間格差の是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光開発を推進することにより地域間格差の是正、所得格差の是正、雇用の増大を図る。</li> <li>・高速海上輸送機能の導入により、本土との一体化を図り離島のハンディキャップを解消する。</li> <li>・都市環境の改善により、首都圏の50%の住民が恩恵を受ける。</li> </ul>
雇用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発公社がホテル従業員を養成し、その人材を開発該当地区から採用。</li> </ul>
職業訓練等の人材開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の工芸品や伝統芸能の育成を目的としたトレーニングセンターの設置。</li> </ul>
所得階層格差の是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人観光客の73%が首都圏に集中しているのを40%に縮小するような地域開発を行う事により所得格差を是正する。</li> </ul>
WID(開発への女性の参加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の記述無し。</li> </ul>
環境保全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海浜砂採取に関する条例制定。自然環境開発ガイドライン策定。</li> <li>・開発予定地域の自然、文化、歴史的資源の保護とゾーニング。</li> </ul>
観光収益の環境保全への還元方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の記述無し。</li> </ul>
事業実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6優先プロジェクトの内のパナマ運河観光開発の優先度が高い。</li> <li>・開発公社が土地を取得、インフラ整備した土地を観光産業に貸与し、ホテルなどの観光施設を建設させる。</li> </ul>
法制度/組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府、民間の共同出資による観光開発公社（TDC）を設立し、用地取得、開発事業、運営管理を行う。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用創出、外国投資促進、地域間格差の是正等を目的として観光開発を行うと述べているが、具体的な提言は述べていない。</li> </ul>
全般に対するコメント	<p>開発方針の柱の1つとして「地方資源の最大限の活用」をあげており、また、上記のように各項目を気にかけて記述内容となっているが、具体的に何をすべきかについては記述されていない。</p> <p>また、優先プロジェクトの選定基準の中に地域開発効果の大きさが挙げられているが、その評価基準、評価内容等の詳細については報告書からは読みとれない。</p>



参考資料A1 JICA観光開発計画調査における検討内容(その6)

調査名	タイ国ホアヒン・チャム観光開発計画調査
調査期間	1992年(平成4年)1月～1992年(平成4年)12月
調査概要	海岸リゾートの2006年目標の観光開発マスタープラン策定と組織、制度の提案、優先プロジェクトのF/S調査を実施した調査。
地域住民等の開発への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民への観光に関する啓蒙活動を行う。</li> <li>・行政の観光担当職員、地区の指導者へのセミナー、広報イベントを開催する。</li> <li>・「フィッシングツアー」の展開の拡大、「アグロツーリズム」を検討する。</li> </ul>
地域間格差の是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業技術の育成を行い、ホテル・レストランとの結びを強め、農業漁業の多様化を図る。</li> <li>・農業が主体の移民(ラオス人)が行っている民芸品(織物、木彫品)を観光資源として産業化させる。観光農園を導入する。</li> </ul>
雇用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民芸品の一部を観光客以外に、学校や政府機関に販売したり海外に輸出を行っているものを観光産業用として展開させる。</li> <li>・観光関連施設での適切な職を得るための特別なトレーニングコースの導入の検討。</li> </ul>
職業訓練等の人材開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元民が正式な従業員としての仕事につけるようなコースの導入。</li> </ul>
所得階層格差の是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元住民に対する職業訓練を行い、賃金の安い職種からの転換を図らせる。</li> </ul>
WID(開発への女性の参加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の記述無し。</li> </ul>
環境保全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海陸動植物、自然景観の保護、水質基準の遵守、美化運動強化。</li> <li>・モニタリング及び環境対策の強化、既存新法令の遵守。</li> </ul>
観光収益の環境保全への還元方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、官公庁職員、地域リーダー、慈善団体などの参加を得て観光資源・観光地の保全・美化活動を実施する。必要経費は市町村と民間企業(観光関連企業)による分担。</li> </ul>
事業実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化レクリエーションセンターの建設</li> <li>＊開発公社－土地造成、公共施設及びインフラの整備を行い、土地のリース、公共施設の維持運営を行う。</li> <li>＊民間企業－土地を借用し、観光サービス施設の建設及びサービスの提供を行う。</li> </ul>
法制度/組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「フィッシングツアー」を促進するための組織作り、宣伝活動価格の一定化、安全基準や保険の整備。</li> <li>・TAT(タイ観光庁)の権限強化を図り、観光関連の公共事業を速やかに進めるようにする。</li> </ul>
全般に対するコメント	<p>マスタープランレベルでもいくつかの具体的な提案がなされているが、アイデアレベルの提案といった印象が強い。F/Sを行っている文化レクリエーションセンターは、地域住民を強く意識しているものの、施設計画やソフト面からやや疑問が残る。</p>

参考資料A1 JICA観光開発計画調査における検討内容（その7）

調査名	中部ジャワ地方ポロブドール・プランバナン国立史跡公園開発整備事業計画
調査期間	1979年(昭和54年)7月～1980年(昭和55年)3月
調査概要	昭和48年から昭和51年にかけてJICAが実施した「中部ジャワ地方観光開発計画調査」並びに「ポロブドール・プランバナン国立史跡公園整備に関するフィージビリティ調査」に基づき、事業実施に向けた詳細計画を策定したものである。
地域住民等の開発への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インドネシア全体の村づくりの方向を示すパイロットとなるものと位置づけている。</li> <li>・インドネシア文化の原点として広く内外に紹介し、人々の理解を求める必要を述べている。</li> </ul>
地域間格差の是正	・特段の記述無し。
雇用促進	・特段の記述無し。
職業訓練等の人材開発	・特段の記述無し。
所得階層格差の是正 (貧困の撲滅)	・観光開発を通じての産業の多様化は、所得・収入源の分配効果をもたらす。また、集約型に近いプロジェクトは従属人口にも就業機会をもたらす、所得の各階層への分配効果を持つ。
WID(開発への女性の参加)	・特段の記述無し。
環境対策保全	・歴史的遺産の恒久的保全のための総合的保全措置を学術サイド、行政サイド、法制サイドの三方向からの対策及びそれらの事業化のための財政措置を提案。
観光収益の環境保全への還元方策	・特段の記述無し。
事業実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺跡地区整備事業—土地収用と環境整備。</li> <li>・公園地区整備事業—公園整備、美術館・研究所・ビジターセンター建設。</li> <li>・代替集落地区整備事業—公共施設、集落の移転による集落近代化。</li> <li>・道路橋梁整備事業—道路・橋梁整備。</li> </ul>
法制度/組織	・不動産収用計画を対象物件別に4方式で実施。 移管方式、買収方式、換地方式、補償方式。
その他	・特段記述することはない。
全般に対するコメント	観光に関する開発調査の初期に行われた調査の一つであり、調査が行われた経緯などが詳細に記されており、貴重な資料ではあるが、今回取りあげた検討対象項目に関する記述は少ない。時代の流れでもありやむを得ないものと考えられる。

参考資料A1 JICA観光開発計画調査における検討内容(その8)

調査名	ヴェトナム国中部重点地域総合社会経済開発計画調査
調査期間	1995年(平成7年)11月～1997年(平成9年)3月
調査概要	中部4プロビンス地域の社会経済開発計画のMPの策定、及び観光インフラ改良、観光促進ゾーン地域開発、道路建設、農村開発などのプレF/Sを実施したもの。
地域住民等の開発への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光関連業者、地元市民への観光振興に関する教育活動を継続的に行う事を提案している。</li> <li>・観光の一形態として伝統的生活様式や民族文化観光を取り上げている。</li> </ul>
地域間格差の是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本調査そのものが、地域間格差の是正を目的としている。</li> <li>・旅行者の消費金額は2010年で576百万ドルとなり、これに見合う分、地元住民の所得の向上が見込まれる。</li> </ul>
雇用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画により2000年に100万人程度、2010年には236万人の外国人観光客を受け入れる事となり、この結果、直接の雇用者増は約23,000人、波及効果まで入れると合計52,000人の雇用者増が見込まれるものと算定。</li> </ul>
職業訓練等の人材開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在のハノイ観光学校を公立の訓練機関とし、教育期間の延長、観光振興のコースの設置、専門家の招聘、観光施設使用税を新設し同校への補助金とする事、及び調査対象地域に訓練学校を設立しハノイ観光学校の分校とする事を提案。</li> <li>・ガイドなどの観光関連職業教育の必要性を強調。</li> </ul>
所得格差是正	・特段の記述無し。
WID(開発への女性の参加)	・特段の記述無し。
環境保全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発にあたり環境配慮を諷い、観光については浄水、下水処理、ゴミ処理等につき提案している。</li> <li>・開発に当たり、史跡、自然資源保存にも十分検討を行っている。</li> <li>・各地区毎のプレF/Sではインフラ整備に伴うネガティブインパクトのコントロールに配慮するため、EIAの実施を提案している。</li> </ul>
観光収益の環境保全への還元方法	・特段の記述無し。
事業実施計画	・4つのプライオリティーの高いプロジェクトについてプレF/Sを実施している。
法制度/組織	・投資優遇策の提案、中小企業への低金利融資の提案。
全般に対するコメント	地域総合開発計画の一部門としての観光開発計画である事や、マスタープランの策定と優先プロジェクトのプレF/Sの実施を目的とする調査であること、更には調査対象国が観光自体の発達が進んでいない国であることなどから、もっとも最近に行われた調査ではあるが、グローバルイシューについての記述が希薄なのはやむを得ない。

参考資料A1 JICA観光開発計画調査における検討内容(その9)

調 査 名	フィリピン国セブ州総合開発計画調査
調 査 期 間	1993年(平成5年)7月~1994年(平成6年)7月
調 査 概 要	・セブ州の開発ポテンシャルを活かし、2010年目標のマスタープランを策定、開発シナリオ、開発戦略、投資計画、優先プロジェクト等を検討し、事業実施に向けての提案を行ったもの。
地域住民等の開発への参加	・観光開発について地域住民の啓蒙と教育、意識の高揚を継続的かつ反復して行う。 ・自然資源保全、水供給の持続可能な開発、道路の維持管理システムについて地域住民の参加が求められている。
地域間格差の是正	・高成長を達成し、一人当たりの生産額を全国平均に引き上げるため、工業及びサービス部門(ここに観光が含まれる。)の開発に重点を置く必要があるとしている。また、開発による便益農村と都市に均衡ある配分が成されることが必要としている。 ・地方経済に刺激を与えるために山岳地域で高原集落観光地を開発する。
雇 用 促 進	・ノンフォーマル教育による技能の向上による人々の収入機会の改善。 ・計画通りの経済成長が達成された場合、新規雇用機会が86万件で、その内サービス部門で66万件が創出されるものと算定。
職業訓練等の人材開発	・人材開発及び訓練による観光客に対するサービスの改善が求められている。 ・現代ビジネスに就業できる中間レベルの技術者を増やす必要があるとしている。
所得階層格差	・長期開発目標の一つに「貧困軽減」を挙げている。 ・貧困の軽減のための政策が提言されている。 ・長期的な貧困問題の解決のために地方地域の開発に一層力点を置くことが重要視されている。
WID(開発への女性の参加)	・特段の記述無し。
環境保全対策	・観光開発のみならず、すべての開発行為を行うに当たっても環境保全が必要である旨、各章毎に言及しており、また、一章を立てて資源管理のアプローチ、公害規制、初期的環境影響評価について提言や提案を行っている。 ・特に沿岸域については珊瑚礁やマングローブ、湿地や海草林という特異な生態系を持っている場合は、関係行政団体や地域住民組織などが協力して沿岸管理計画を立てることが必要とされている。
観光収益の環境保全への還元方策	・特段の記述無し。
事業実施計画	・短、中期プロジェクトとして8プロジェクト、長期プロジェクトとして4プロジェクトが提案されている。

<p>法制度／組織</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光セクター開発関連のプロジェクト・プログラムの実施主体として「セブ経済開発公社」の創設を提案している。</li> <li>・開発事業の推進には地方自治体の財政力の強化が大きな課題として認識されるが、そのための地方財政、及び行政システムの改善が急務であるとしている。</li> <li>・新地方自治法に基づいて地方政府の事業実施能力を強化し、事業を通しての資本形成を持続することが可能となるよう地方税を含む行財政制度体系の再構築、または改善を図ることが必要としている。</li> </ul>
<p>全体に関するコメント</p>	<p>本調査の目的は地元参加による計画調整作業を踏まえつつ、2010年を目標年次としたマスタープラン（持続的開発）を描くことである。観光については地域の性格から海洋性リゾートの振興が中心となる事はやむを得ない。その結果、他のアジアの海洋性リゾートとの比較で、如何にセブの振興を図るかに重点が置かれる事も自然であり、その結果、女性の開発への参加などのテーマに対する記述が重要視されなかったと考えられる。</p> <p>また、地域住民などの開発への参加の二つ目の事項は「住民参加」と言う言葉が報告書の中で使用されているが、本来の意味での「地域住民などの開発への参加」とは異なるものである。</p>

参考資料A1 JICA観光開発計画調査における検討内容(その10)

調 査 名	タイ国パタヤ地区総合開発計画調査
調 査 期 間	1989年(平成元年)6月~1990年(平成2年)6月
調 査 概 要	2006年に向けたパタヤ地区の枠組並びにパタヤ地区の持続的発展と国家経済への貢献を目的とした総合計画を示し、併せてパタヤ地区の環境問題等改善のため1996年までに実施、完成されるべき優先プロジェクトを提案すると共にプロジェクト実現のための法制、行政、財政面からの提言を行ったもの。
地域住民等の開発への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ラン島東側のピアはラン島村の生活基盤施設であり日常生活品の輸送、飲用水の輸送など住民の生活向上に寄与する。</li> <li>・雨水排水施設整備、給水施設整備、ゴミ処理施設整備による快適な暮らしを実現する。</li> </ul>
地域間格差の是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地価の低廉な内陸部の開発のため、公共基盤施設整備の先行投資を行い生活水準の向上を図る。</li> </ul>
雇 用 促 進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域漁業の採業環境を改善し、生産性の向上、海域汚染の低減を目指す。</li> <li>・人材銀行の設立。観光ビジネス学校の卒業生の全員登録を推奨。</li> <li>・パタヤ市及び政府が早急に環境改善方策を採った場合、計画目標年次における観光関連就業者は約30,000人増。</li> </ul>
職業訓練等の人材開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パタヤ観光ビジネス学校(中級経営・管理、スタッフ訓練、ビジネス経営、基礎)のできるだけ早期の設立。</li> </ul>
所得階層格差の是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・低中所得層のための住宅整備を行い、住宅事情の改善に寄与する。</li> </ul>
WID(開発への女性の参加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の記述無し。</li> </ul>
環境保全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定規模の施設建設に対するEIA(環境影響評価)の義務づけ。</li> <li>・水質汚染、交通混雑等の環境汚染の改善のため公共基盤整備、監視体制整備の実施と法律、規則の強化。</li> <li>・森林、野生生物、珊瑚礁などの貴重な自然環境は厳しい土地利用規制、開発制限による保全。</li> </ul>
観光収益の環境保全への還元方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境改善事業実施のために環境保全税を導入、税は全額パタヤ市に入る制度の確立。</li> </ul>
事業実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立、港湾整備、上下水、道路改良等の8優先プロジェクト。</li> </ul>
法制度/組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境汚染を改善するため、法律による補強。</li> <li>・制度面、財政面、法制面からの提言が多数行われると共に、できるだけ早期の人口センサスの実施。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段記述することはない。</li> </ul>
全般に対するコメント	<p>マスタープランの作成を目的とした調査であるが、同地区に関し二度目の調査であるためか、職業訓練学校のカリキュラムや優先プロジェクトの構造、延長、コスト等、また制度、財政、法律等についてかなり詳細な検討と提示がなされている。</p>

参考資料A1 JICA観光開発計画調査における検討内容(その11)

調査名	北部スマトラ地域総合開発計画調査
調査期間	1988年(昭和63年)3月～1990年(平成2年)3月
調査概要	・スマトラ島の北部四州を対象とし、当該地域の経済社会を調和的に発展させるための長期的(2008/9年目標)な地域総合開発計画の策定と優先開発地域及び特定セクターの開発基本計画を提示し、併せて開発優先プロジェクトの選定とその予備的調査を行ったもの。
地域住民等の開発への参加	・免税、助成金等の制度の創設による民間部門観光業の育成を図る。
地域間格差の是正	・国全体のGDPの年平均成長率より1%高い成長を目指す。
雇用促進	・特段の記述無し。
職業訓練等の人材開発	・観光業者及び政府の観光担当機関の人的資源の開発。
所得階層格差の是正	・特段の記述無し。
WID(開発への女性の参加)	・人材育成や女性については記述はしていないが、両項目とも極めて重要な分野であると認識している旨述べている。
環境保全対策	・開発行為は調和のとれた方法で実施し、部門別及び地域の開発目標の達成、長期的環境保全の実現を図る。 ・環境保全策としては流域管理プログラムの実施、森林・水産資源調査の実施、生物資源調査の実施、公害汚染防衛対策の強化。 ・法律で決められているすべての開発プロジェクトを対象とする環境アセスメントの完全実施を図る。
観光収益の環境保全への還元方策	・特段の記述無し。
事業実施計画	・観光を含む10分野の開発戦略と11地区の総合開発プログラムの現状とポテンシャルを分析して各地区毎に優先プロジェクトを選定する。
法制度/組織	・州・地方政府への権限委譲(事務・資金的)の大幅な進展。 ・州政府・開発計画庁の地域開発プログラムを企画・調整する能力の強化。
その他	・開発の基本戦略として、地方経済活性化、雇用・収入機会の創出、地区間の不均衡の是正などを挙げている。 ・観光開発の基本戦略：観光ルート、パッケージツアーのプログラムを作成。観光促進センターの設立によるサービス向上と、最小限必要なインフラ整備により観光客の誘致を促進すれば、民間企業が積極的に観光投資をすると述べている。
全般に対するコメント	観光部門は別冊であり、最終報告書では判断できない部分が多い。

参考資料A1 JICA観光開発計画調査における検討内容（その12）

調 査 名	タイ国南部地域開発計画調査
調 査 期 間	1987年（昭和62年）～1989年（平成元年）3月
調 査 概 要	タイ国南部地域における観光開発のポテンシャルを評価し、開発に係わるガイドラインを策定するとともに、特に国際観光地形成のポテンシャルが高いブーケット地域について2001年を目標にした開発計画を策定したもの。
地域住民等の開発への参加	・観光の利益が直接住民を裨益すること、及び観光の影響で住民の社会経済活動が刺激されること、住民の観光部門への参加等を目的としてブーケットの周辺でビレッジツーリズムを展開する。
地域間格差の是正	・南部地域の収入として1996年に490億バーツ、2001年に700億バーツが見込まれ、相応して地域住民の収入増が期待される。
雇 用 促 進	・1987年に比較して2001年の直接及び間接雇用の増加数はブーケットで216,200人、ソングラ/ハジャイで89,300人、スラタニで86,600人が見込まれるものと算定。
職業訓練等の人材養成	・観光サービス業要員訓練専門の大きな学校が、タイ観光庁主導により南部地域に創設されるよう強く提案。
所得階層格差の是正	・特段の記述無し。
WID(開発への女性の参加)	・観光関連産業と言う項に「ローカル産業振興」と言う文言があり、カシューナッツ工場で働く多くの若い女性の写真が掲載されているが、「開発への女性の参加」への直接の言及は無い。
環境保全対策	・自然環境保全の達成には政府機関と民間との調整の必要性。 ・環境保全に関して現行制度の拡充整備。 ・「海岸及び海岸線保全地域」の指定と、無秩序開発の規制。 ・長期的ビジョンに立った環境整備計画の確立。
観光収益の環境保全への還元方策	・特段の記述無し。
事業実施計画	・拡大ブーケット圏(Greater Phuket)の観光開発計画、この計画についてはF/Sが実施されている。
法制度/組織	・財源及び事業実施に関する官民の調整。 ・計画調整、実施体制に係るブーケット、パンガ、クラビ3県の広域調整委員会の設置の提案。
そ の 他	・特段記述することはない。
全体に関するコメント	調査対象項目が簡潔にまとめられている。年代的にかなり古い調査ではあるが「地域住民が常に観光開発計画に参加すべきであり、彼らの利益にも結びつくべきである」と言う政策がもっとも大事なことであると明確に述べられており、この点では進んだレポートと考えられる。



参考資料A1 JICA観光開発計画調査における検討内容(その13)

調査名	マレーシア国地域総合開発計画調査
調査期間	1987年(昭和62年)6月～1988年(昭和63年)12月
調査概要	外貨の獲得と雇用機会の創出、更には地域経済の活性化を図ることを目的としておおむね1995年を目標年次とし、同国を6分割した各地域の開発計画を策定、2つの優先地域についてより詳細な検討を行ったもの。
地域住民等の開発への参加	・特段の記述無し。
地域間格差の是正	・特段の記述無し。
雇用促進	・計画目標が達成されると雇用機会の増加は直接雇用が21,500人間接雇用が30,100人、計51,600人と推定。
職業訓練等の人材開発	・ホテル経営及び観光専攻学科を設置し、観光に対する社会一般の認識の向上を図る。 ・多国間あるいは二国間の技術・経済協力の活用。 ・人材育成プログラムの質的向上を図る。 ・地方部における人材育成、移動研修プログラムの導入。
所得階層格差の是正(貧困の撲滅)	・特段の記述無し。
WID(開発への女性の参加)	・特段の記述無し。
環境保全対策	・特段の記述無し。
観光収益の環境保全への還元方策	・特段の記述無し。
事業実施計画	・自己完結型の「デサル・ニュー・ツーリズム・コア開発計画」 ・全投資額の内70% (共同企業体19%、民間51%) について民間出資を想定している。 * 開発公社 (KEJORA) --基礎・観光社会資本の開発。 * 共同企業体--宿泊施設以外の観光施設の開発と維持管理。 * 民間--ホテル、レストラン、娯楽施設等の建設・経営。
法制度/組織	・開発公社を設け、各省、州政府、民間投資家との調整を行い、開発を積極的に推進する。 ・投資税優遇期間を5年から7年又は10年まで延長及び低利融資。 ・既存施設の改善に対する公的融資制度の拡充。
その他	・観光開発の目的として、雇用機会の増加、地域の活性化を述べている。
全般に対するコメント	人材育成以外の部分については、あまり意識されていない。

参考資料A1 JICA観光開発計画調査における検討内容(その14)

調査名	中華人民共和国海南島総合開発計画調査
調査期間	1986年(昭和61年)3月～1988年(昭和63年)5月
調査概要	西暦2005年を目標年次とした中・長期的な海南島開発の指針を得る事を目的として行われた調査で「開発必要性の把握と開発潜在力の評価」、「地域総合開発の概定」及び「プロジェクトの形成と地域総合開発の策定」の三段階で行われたもの。
地域住民等の開発への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民族芸能振興、民芸品開発を促す事業(民族芸能センター、民芸品センターの建設)を実施する。</li> <li>・観光客消費に対応する生鮮農産品、魚介類の供給体制の構築。</li> <li>・観光産業の周知と理解を図る。</li> </ul>
地域間格差の是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農工業生産額で見ると目標年次の2005年には全国平均に近接。</li> <li>・一人当たりの国民収入では目標年次には全国平均を若干上回る。</li> </ul>
雇用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工業/第三次産業では1985年の就業者55万人から2005年の145万人へと約90万人の新規雇用吸収を目標。</li> </ul>
職業訓練等の人材開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・OJT用のホテル建設、大学における観光学科の新設、短期集中教育のためのビジネススクールの設置、香港への派遣教育、調理学院の設置。</li> <li>・ホテル内での相互教育の円滑な推進。</li> <li>・行政実務強化のために観光行政人材の育成。(具体的提案無し)</li> <li>・ガイド訓練や検定のための旅遊局の指導。</li> </ul>
所得階層格差の是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の記述無し。</li> </ul>
WID(開発への女性の参加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の記述無し。</li> </ul>
環境保全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「文化財保護」、「自然公園」政策の立案と実行。</li> </ul>
観光収益の環境保全への還元方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の記述無し。</li> </ul>
事業実施方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牙龍湾開発についていうとMPの策定及びF/Sの実施が必要。</li> </ul>
法制度/組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発公司(牙龍湾度假村開発公司[仮称])の設立。</li> <li>・旅遊局、旅行社の官民に及ぶ組織の強化。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段記述することはない。</li> </ul>
全体に関するコメント	<p>随所で人材開発について述べており、人材育成の必要性は十分理解していると考えられる反面、環境保全の考えはほとんど述べられておらず、この点をもう少し記載すべきではなかつたらうかと思われる。</p>

参考資料A1 JICA観光開発計画調査における検討内容（その15）

調査名	ジョルダン・カラク地域総合開発計画調査
調査期間	1986年(昭和61年)7月～1988年(昭和63年)3月
調査概要	カラク・タフィーラ開発地域を対象として現状分析を行い、次いで開発シナリオと開発目標を定め、2005年を目標年次とするマスタープランの策定と実現方策を提言した。更に六つの優先プロジェクトを選定し、それぞれ予備的検討を行ったもの。
地域住民等の開発への参加	・開発計画の運営・管理は地元県市町村の首長をメンバーとする地域開発評議会が担当することを推奨している。
地域間格差の是正	・観光開発、観光産業振興により、停滞している経済活動を活性化させ、陸の孤島の現状を打破する。(タフィーラ県ダナ渓谷観光開発計画)
雇用促進	・観光開発、観光振興による地域の雇用機会の創出。(カラク都市開発計画) ・緑のパディア計画。(ダナ渓谷観光開発計画)
職業訓練等の人材開発	・手工芸センターを設置し、観光客向け手工芸品製造の技術指導訓練等の実施。(カラク都市開発計画)
所得階層格差の是正	・特段の記述無し。
WID(開発への女性の参加)	・手工芸センターを設置し、地元的手工芸・手工業の振興を図る。 ・女性労働力の活用を図る。(カラク都市開発計画)
環境保全対策	・植林、グリーンベルト造成計画の作成。(緑のパディア計画)
観光収益の環境保全への還元方法	・特段の記述無し。
事業実施計画	・計画全体の運営・管理は地域開発評議会が担当し、個々のプログラムについては観光開発委員会の設置あるいは半官半民の第3セクターによる運営を推奨。(カラク都市開発計画)
法制度/組織	・特段の記述無し。
その他	・特段記述することはない。
全般に対するコメント	開発計画は中央政府の多極分散化政策であるとともに、地元から地域社会経済に密着した開発計画策定の要望を受けたものであり、地域への配慮がよく伺われる。40のマスタープランプロジェクトから6つの優先プロジェクトを選定し、観光については高地農業、中小工業とともに地域の経済的発展、雇用機会を提供できる産業として位置づけられ、観光開発、観光振興がいくつかの優先プロジェクトの目的となっている。なお、各検討項目の末尾の( )内は優先プロジェクトの名称である。

参考資料A1 JICA観光開発計画調査における検討内容(その16)

調 査 名	ジャワ西部地域開発計画調査
調 査 期 間	1986年(昭和61年)7月～1988年(昭和63年)2月
調 査 概 要	外貨獲得、生活レベルの向上、レクリエーション需要に対する充足を図るため、地域の自然観光資源の活用、観光施設、インフラの整備、教育水準の向上、雇用機会の増大などを念頭に置いた地域開発戦略を立案し、開発プロジェクトの選定と事業実施計画を策定したもの。
地域住民等の開発への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元住民への情報提供並びにプロジェクトへの住民参加の機会を用意する。</li> <li>・プロジェクトに関係ない住民からの要望(灌漑施設、医療・教育施設等)についてサポートする。</li> </ul>
地域間格差の是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発の効果として、地域住民の雇用促進、生活水準の向上及び農業漁業生産並びに製造・加工業の活性化の促進があげられている。</li> </ul>
雇 用 促 進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元民を対象にした基礎的職業訓練の実施。</li> <li>・地域固有の土産及び料理の開発、普及。</li> <li>・管理運営のスタッフは可能な限り地元住民を雇用する。</li> </ul>
職業訓練等の人材開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・訓練は、経営職と一般職コースに分けて行い、地元住民に対しては職業ガイダンスを行う。</li> </ul>
所得階層格差の是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の記述無し。</li> </ul>
WID(開発への女性の参加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の記述無し。</li> </ul>
環境保全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・船便制限による観光客数のコントロールと野鳥観察場所の特定。</li> <li>・住民への情報提供と教育、啓発。</li> <li>・地域の社会的、伝統的、宗教的行事に配慮した施設計画の立案。</li> </ul>
観光収益の環境保全への還元方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の記述無し。</li> </ul>
事業実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6プロジェクトの内の3優先プロジェクト。</li> <li>＊開発公社--プロジェクトの推進及びコントロール、インフラ及び公共的観光施設の建設及び維持・運営。</li> <li>＊民間セクター--ホテル及び商業的観光施設の建設及び維持・運営。</li> </ul>
法制度/組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発公社は地方政府と民間企業の共同出資。</li> <li>・開発公社は建設段階終了後にその組織替えが必要。</li> <li>・民間企業誘致のための優遇措置、関連公共事業の優先施工。</li> </ul>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段記述することはない。</li> </ul>
全般に対するコメント	古い調査ではあるが、比較的各項目をカバーした記述内容となっている。しかし、各提案はアイデアレベルのものが多く、提案の具体性も十分とはいえない。

参考資料A1 JICA観光開発計画地調査における検討内容(その17)

調査名	ケニア共和国ヴィクトリア湖周辺地域総合開発計画調査
調査期間	1986年(昭和61年)1月～1987年(昭和62年)10月
調査概要	開発ポテンシャルの高いヴィクトリア湖周辺地域について地場資源の有効活用及び各種開発行為の相互調整に留意した2005年目標の開発マスタープランを提案したもの。
地域住民等の開発への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトの実施には地元の熱心な参加が求められ、参加があつて初めて実現が容易になる。</li> <li>・全ての開発プロジェクトはその成功が地元住民の積極的参加に依るところが大きく、その意味で彼らが最終の実施機関である。</li> <li>・民間伝承、伝統的ダンス団、手工芸品等公式、非公式部門を組み合わせた文化センターの建設を図る。</li> </ul>
地域間格差の是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発展ポテンシャルの優れた中都市間を結ぶ既存主要道路の改良。</li> <li>・農村と小都市の経済的結びつきを促進する為の農村道路の改良。</li> <li>・将来水不足が予想される都市に対する上水供給の拡張。</li> </ul>
雇用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域プロジェクトの実施による雇用機会増は22万人。</li> <li>・200カ所の小都市を農村交易生産センターに指定し、雇用を創出するため、各種の基盤設備を戦略的に整備。</li> </ul>
職業訓練等の人材開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・綿花研究・技術指導センターを設置。</li> <li>・米の種子増殖及び研究技術支援センターの設置。</li> <li>・農村総合開発のための職業訓練所の開設。</li> </ul>
所得階層格差の是正	・特段の記述無し。
WID(開発への女性の参加)	・特段の記述無し。
環境保全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の森林保護区においてはいかなる開発も認めない。</li> <li>・森林の枯渇速度をゆるめ、代替エネルギー開発の時間を稼ぐため、アグロ・フォレストリー、圃場植樹、積極的再植林、木炭プランテーション建設を実施。</li> </ul>
観光収益の環境保全への還元方法	・特段の記述無し。
事業実施計画	・27の新規マスタープランプロジェクトの実施を勧告。うち、最優先事業は湖岸灌漑、養豚、複合飼料生産の3事業。
法制度/組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業：国家流通局の合理化、作物保険システムの導入、情報提供サービスシステムの確立。</li> <li>・畜産分野：技術者養成、流通・価格システム面での新制度確立。</li> <li>・漁業：漁業組合の再組織化及び統合。</li> </ul>
全体に対するコメント	本調査は①調査対象地域のケニア平均との所得格差の是正、②対象地域の農業生産の拡大による経済の成長と食糧安全保障に寄与、③農業をベースとした工業化の推進と地域の経済構造の改善、④人口の域外流出を最小限に留める為、雇用機会の創出を目的に実施されたもので、観光に関する記述は極めて少ない。

参考資料A1 JICA観光開発計画調査における検討内容(その18)

調 査 名	マレーシア国トレンガヌ南部地域総合開発計画調査
調 査 期 間	1984年(昭和59年)1月～1985年(昭和60)年8月
調 査 概 要	トレンガヌ州マスタープラン等の既存計画を踏まえ、同州南部地域の経済及び諸施設の総合的かつ整合のとれた地域計画を策定すると共に、優先プロジェクトを選定して、プレF/Sを実施したものの。
地域住民等の開発への参加	・工芸品やバティック、伝統生活や伝統文化観光の振興を図る。
地域間格差の是正	・西暦2000年の一人当たりのGRP(Gross Regional Product)が全国平均と同レベルに達するよう州のGRPの拡大を図る。
雇 用 促 進	・Trade, Hotel & Restaurants部門の雇用は1983年の5,466人が西暦2000年には10,887人に増加するものと算定。
職業訓練等の人材開発	・人材開発施設の開設。 ・職業訓練学校の開設。
所得階層格差の是正	・特段の記述無し。
WID(開発への女性の参加)	・特段の記述無し。
環境保全対策	・大海亀の産卵地の保護と自然環境の保全。 ・すばらしい景観を持つ海浜の都市化や産業地帯化の防止。
観光収益の環境保全への還元方策	・特段の記述無し。
事業実施計画	・観光関係の優先プロジェクトは無い。
法制度/組織	・特段の記述無し。
そ の 他	・政府の新経済政策(NEP)の目標で、①所得と雇用機会の増加及び貧困の撲滅、②民族間、地域間の経済的不均衡の是正を中心とする、社会の再構築(ブミプトラ政策)を掲げており、開発計画はこの目標を前提としている。
全般に対するコメント	農業・工業を中心とした地域総合開発計画調査であり、観光関係は殆ど述べられていない。主報告書の中から断片的に述べられているものを拾い出したものであり、ほとんどが数行の文で、極めて簡単な記述である。

参考資料A2 他援助機関の観光開発計画調査における検討内容(その1)

調査名	ボロブドール・プランバナナ国立史跡公園建設事業に係わる援助効果促進業務 [OECF]
調査期間	1990年(平成2年)9月～1991年(平成3年)3月
調査概要	国立史跡公園は運営面で十分とは言えない状況にあり、改善への取り組みに対する専門的な協力の要請を受け、公園公社の運営維持管理に係る問題点の把握と改善策の提言を行ったもの。
地域住民等の開発への参加	・特段の記述無し。
地域間格差の是正	・特段の記述無し。
雇用促進	・特段の記述無し。
職業訓練等の人材開発	・公園公社及び教育文化省の代表者の海外研修。 ・公園公社の運営スタッフの教育訓練。 ・公園内に専門ガイド訓練・養成所の設立。
所得階層格差の是正(貧困の撲滅)	・特段の記述無し。
WID(開発への女性の参加)	・特段の記述無し。
環境保全対策	・特段の記述無し。
観光収益の環境保全への還元方策	・特段の記述無し。
事業実施計画	・改善計画の資金の約84%は政府からの財政支援(ソフトローン)とし、残りの資金については商工会議所や商業団体からのスポンサー支援、日本からの公的無償資金援助などを利用することにより財政的負担を軽減する。
法制度/組織	・有限責任会社(政府全額出資の株式会社)を設立して運営している公園公社の従業員による提案制度を設け、最高経営者を議長とする委員会を設置して運営を委ねる。
その他	・完成した史跡公園の運営・維持に係わる問題点の把握と、その改善提案を行う。今後の運営改善を目的としている調査内容であるため、検討対象項目については殆ど検討していない。
全体に対するコメント	調査の性格から、公園の運営に係る指摘に絞られており、その分、事業実施計画、組織、教育訓練、維持管理等に対する詳細な分析が行われている。一方で、グローバルイシュー関連の項目については触れられていない。

参考資料A 2 他援助機関の観光開発計画調査における検討内容（その2）

調 査 名	TOURISM MASTER PLAN, REPUBLIC OF THE PHILIPPINES [UNDP/WTO]
調 査 期 間	1991年
調 査 概 要	2010年を目標年次とする観光開発促進計画を策定するため、まず、短・中・長期的な政策フレームワークを設定し、次に中期の実施目標及びマスタープランのための制度的フレームワーク等を述べ、最後に五つの優先地域の概念計画を述べたもの。
地域住民等の 開発への参加	・国内旅行の推進をはかる。
地域間格差の 是正	・特段の記述無し。
雇 用 促 進	・観光施設における現地製品調達を高めるための、施設のデザイン改善、食材の工夫、民芸品の改善などの開発競争の実施。
職業訓練等の 人材開発	・観光職業訓練局を開設・強化。開発計画地域に訓練所を開設し国際的水準のプログラムを提供。免許制度の導入。
所得階層格差 の是正 (貧困の撲滅)	・ダイナマイト漁の禁止に伴い漁業従事者に新たな漁法を講習し、生計の維持と生活水準の向上を図る。
WID(開発への 女性の参加)	・特段の記述無し。
環境保全対策	・珊瑚、海草、マングローブの保護と商業目的の売買の禁止。 ・廃棄物の海中投棄による処分の禁止。 ・ダイナマイト漁の禁止。
観光収益の 環境保全へ の還元方策	・特段の記述無し。
事業実施計画	・リゾートホテル(500室)。 ・コンベンションセンター(5000席)。 ・劇場、商業センター他。
法制度/組織	・社員国内旅行経費に税金免除。 ・現地調達の場合の税優遇措置、減価償却年の短縮、低金利ローンプロジェクトの許可取得の柔軟性。 ・州別の観光開発委員会の開設。
その他	・特段記述することはない。
全体に対する コメント	JICA 開発調査の M/P 部分に一番近い調査内容である。F/S は行われていない。上述のように政策、制度的フレームワークを中心に述べられているため、個別具体的な課題については環境に係る規制措置以外は述べられていない。これも JICA 調査と同じ傾向と言える。フレームワークに係る提案の具体性についても JICA 調査と同程度である。



参考資料A 2 他援助機関の観光開発計画調査における検討内容（その3）

調 査 名	PLAN FOR NORTHERN PALAWAN (PHILIPPINES) [EC]
調 査 期 間	1994年
調 査 概 要	EC が比国に対し行った包括的技術援助の一環として行われた調査で、UNDP/WTO が策定したマスタープランを見直し、北パラワンのもつ特徴に対応した予備調査を実施したもの。（予定されていた JICA 調査との調整は行われている。）
地域住民等の開発への参加	・不法伐採、不法漁業、不適切な農業に代わるエコツーリズム、アドベンチャーツアー、海を利用した開発を奨励している。
地域間格差の是正	・特段の記述無し。
雇 用 促 進	・特段の記述無し。
職業訓練等の人材開発	・環境破壊に繋がる漁業、農業、伐採についての教育と住民で管理及び禁止できるような教育、育成。
所得階層格差の是正 (貧困の撲滅)	・特段の記述無し。
WID(開発への女性の参加)	・特段の記述無し。
環境保全対策	・特段の記述無し。
観光収益の環境保全への還元方策	・特段の記述無し。
事業実施計画	・特段の記述無し。
法制度/組織	・特段の記述無し。
そ の 他	・特段記述することはない。
全体に対するコメント	予備調査の段階であり、各項目についての詳細な検討はほとんど行われていない。

参考資料A2 他援助機関の観光開発計画調査における検討内容（その4）

調 査 名	TECHNICAL FEASIBILITY STUDIES - TOURISM MARKETING STRATEGY (JORDAN) 1993/9 [USAID]
調 査 期 間	1993年
調 査 概 要	ヨルダン観光を文化観光として位置づけ、その振興のためのアクションプランと開発戦略をまとめたもの。
地域住民等の開発への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光分野の成長、経済への影響、可能性についての国内意識の向上を図る。</li> <li>・金融業者、投資家の教育を実施する。</li> <li>・国内の関心を高める</li> </ul>
地域間格差の是正	・特段の記述無し。
雇 用 促 進	・特段の記述無し。
職業訓練等の人材開発	・地方行政、民族の長を対象とした教育。
所得階層格差の是正 (貧困の撲滅)	・特段の記述無し。
WID(開発への女性の参加)	・特段の記述無し。
環境保全対策	・特段の記述無し。
観光収益の環境保全への還元方策	・特段の記述無し。
事業実施計画	・特段の記述無し。
法制度/組織	・民間はヨルダンまで観光客を案内し、観光・遺跡省はその後の責任を負う。
そ の 他	・特段記述することはない。
全体に対するコメント	マーケティング部分に焦点を置いた報告書であり、開発行為に係る問題に関しての検討は行われていない。一方、マーケティングの観点からも、意識と関心の向上、教育等の重要性について指摘されており、これらの項目が必ずしも開発行為にのみ関係するものではないことがわかる。

参考資料A2 他援助機関の観光開発計画調査における検討内容（その5）

調 査 名	PETRA NATIONAL PARK: MANAGEMENT PLAN (JORDAN) [UNESCO]
調 査 期 間	1994年
調 査 概 要	・世界遺産であるペトラ遺跡の観光に関する現状の問題点を明らかにし、それらに対する対応策を提案したもの。
地域住民等の開発への参加	・調査は1992年に開始、調査団は NGO との話し合いを行っている。 ・地元工芸品はワークショップを開設し開発を進める。
地域間格差の是正	・特段の記述無し。
雇 用 促 進	・ベドウィンは土地勘があるため、教育することによりガイドとしての養成が可能。
職業訓練等の人材開発	・農業観光を推進するために専門家の訓練教育。 ・遊牧ツーリズムのための専門ガイドの養成。
所得階層格差の是正 (貧困の撲滅)	・特段の記述無し。
WID(開発への女性の参加)	・特段の記述無し。
環境保全対策	・キャリングキャパシティーにあわせた観光客数のコントロール。 ・強雨による土壌流失防止のため雨水集水地域の植林。 ・遺跡保存のため観光客はガイドを伴うことの義務づけ。 ・入口や劇場遺跡、レストラン等の衛生施設の高質化と更なる設置。 ・必要に応じた観光施設の閉鎖。
観光収益の環境保全への還元方策	・特段の記述無し。
事業実施計画	・特段の記述無し。
法制度/組織	・ペトラ国立公園を首相の管轄下に置き、観光遺跡省を議長とする審議会の設置、公園警備員の設置等により、環境と保存に関する調整を行う。
そ の 他	・特段記述することはない。
全体に対するコメント	世界遺産である遺跡の公園化プロジェクトであるが、スクオッター対策も主要課題であったため、環境保全対策と地域住民との関係については比較的深い検討がなされている。

参考資料A2 他援助機関の観光開発計画調査における検討内容（その6）

調 査 名	Tourism Study for the Kyrgyz Republic [WORLD BANK]
調 査 期 間	1996年
調 査 概 要	キルギスの観光の現状を分析、観光産品、マーケティング人材育成などを評価し、キルギスにおける観光のあるべき姿と現状とのギャップを埋めるための事項をまとめた調査。
地域住民等の開発への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共事業(ホテル、レストラン、タクシー、ガイド、交通会社)を民営化し、国民に事業経営者になるよう奨励する。</li> <li>・国民と旅行者のトラブルを防ぐため、観光が盛んな地域の学校や集会所での啓蒙活動を実施する。</li> </ul>
地域間格差の是正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貧しい山間部をリゾート開発することにより、経済格差の是正をはかる。</li> </ul>
雇 用 促 進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リゾート開発をすることによる新規雇用機会の創出。</li> <li>・観光産業を民営化することにより、そこで得た収入が他の経済活動を刺激し、新しい雇用機会と収入の増加につながる。</li> </ul>
職業訓練等の人材開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・観光省がビシュケク国際観光大学と協力して観光教育コースの設置の実施。</li> <li>・観光教育の国際援助機関、教育すべき科目について詳細に述べその必要性を強調。</li> <li>・キルギスは固有な文化、生態学、経済を持っているので、西欧のプログラムをそのままあてはめることはできない。</li> </ul>
所得階層格差の是正 (貧困の撲滅)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スキー場を開発することにより、山間部から都市部への人口移動を阻止し、貧しい山間部の経済を救う。</li> </ul>
WID(開発への女性の参加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の制作による工芸品を観光土産品として売り出す事に対する支援。</li> </ul>
環境保全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処分、トイレの維持管理、環境法令の施行の徹底。</li> <li>・トワシケルトのキャリングキャバンチーのシーズン毎の見直し。</li> <li>・観光施設建設に対する環境基準の作成。</li> <li>・既存観光施設の環境に対する損傷度のチェック。</li> <li>・関係省庁・組織の専門家と協力して環境影響評価基準の制定。</li> <li>・ウズゲン記念碑周辺のキルギス文化と調和のとれた景観の形成。</li> </ul>
観光収益の環境保全への還元方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特段の記述無し。</li> </ul>
事業実施計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港や他の交通機関の改良に対する政府の支援。</li> </ul>
法制度/組織	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税制優遇措置、投資保証、投資優遇措置を行う。</li> <li>・観光警察の結成。</li> <li>・各観光関連行政の業務の明確化。</li> </ul>
全体に対するコメント	<p>第三部にはアクションプランが述べられているが、具体的な事業計画ではなく、いわゆるソフトの方法論などを述べたものである。その意味では今後、要請がでてくれば、我が国が開発調査を実施する余地があるものと考えられる。</p>

参考資料A 2 他援助機関の観光開発計画調査における検討内容（その7）

調 査 名	APPRAISAL OF THE TOURISM INFRASTRUCTURE DEVELOPMENT PROJECT IN NEPAL [ADB]
調 査 期 間	1991年
調 査 概 要	ADB の実施による観光開発調査及びファクトファインディング調査に基づき、ADB とネパール政府との協議によりネパールの適切な観光開発戦略として計画された観光関連インフラ整備計画を評価したもの。
地域住民等の開発への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティーの参加はプロジェクトデザイン及び実施、特に広報、便益の監視、評価、運営、維持等の重要な一面であるとしている。</li> <li>・プロジェクトをマネジメントする側は関係者と協力して情報公開とプロジェクト実施期間を通じての教育キャンペーンを行う。</li> <li>・キャンペーンは観光成長に必要な環境を改善するため環境健全教育と観光の必要性の周知、官民セクターの協力の推進について行う。</li> </ul>
地域格差是正	・特段の記述無し。
雇 用 促 進	・トレッキングエリアの中にロッジの建設があるが、創出される雇用の半数以上は女性。
職業訓練等の人材開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホテルマネジメント&amp;観光訓練センターの女性向け訓練コースの増設</li> <li>・出先活動プログラムの中での女性の役割の増加を期待。</li> </ul>
所得格差是正	・特段の記述無し。
WID(開発への女性の参加)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトは女性の参加が最大限図れるよう配慮している。</li> <li>・女性は環境(給水、衛生、排水)の改善から多く利益を受ける。</li> <li>・本プロジェクトの背景には UNDP が無償で「女性がコンサルサービス、訓練プログラム、ワークショップ、意識向上プログラム等を通じて、自ら観光関連の事業を起こすという起業家精神の開発」を目標としている明確な計画がある。</li> </ul>
環境保全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロジェクトは対象地域の環境改善も特に意図している。</li> <li>・エコツーリズム開発やトレッキングでは省エネルギー、公衆衛生、廃棄物管理だけでなく慎重な計画と規制を必要とする。</li> <li>・エコツーリズム開発やトレッキングは総合的持続可能な施策による環境保護・改善や外国人観光客の保護だけでなく、そこに棲息する動植物にも配慮する事が必要である。</li> <li>・森林伐採や採石、都市化による悪影響は適切にコントロールされなければならない。</li> </ul>
観光収益の還元方策	・特段の記述無し。
事業実施計画	・空港の整備やアクセス道路の改良、訓練施設の整備など。
法制度/組織	・特段の記述無し。
全体に関するコメント	観光開発調査と異なりインフラ整備の評価調査であり、40ページの薄い報告書ではあるが、女性の参加やコミュニティーの参加等は1991年の報告書であるにもかかわらず、詳細な記述がある。

## 参考資料B1 インドネシア現地調査 結果概要

インドネシアにおける現地調査は、次の期間で、ジャカルタ、ジョグジャカルタ、バリ島における関係機関へのヒアリング等により行った。

現地調査期間 1996年12月8日～21日

現地訪問先 在インドネシア日本大使館

JICAインドネシア事務所

OECFジャカルタ駐在員事務所

観光郵電省(本省、バリ地方事務所、ジョグジャカルタ地方事務所)

バリ観光開発公社

バリ観光教育訓練センター

ホテルプアル(バリ)

ボロブドゥール・プランバナナ史跡公園公社

マングローブセンター(バリ)

砂防技術センター(ジョグジャカルタ)

調査結果の概要は次の通りである。

### (1) JICA既存調査による観光開発の進捗について

西部ジャワ地域については、JICA調査後、チャリタを中心とした民間による開発がある程度進み、ジャカルタからの高速道路の整備等もそれに併せて行われているようである。その意味で、JICA調査による観光開発が進んだと評価はされている。しかし、必ずしもJICA調査で提案されたプロジェクトが実現しているということではない。現在は国内観光客向けの観光地である。

それ以前に行われた調査については、すでにかかなり古くなっており、現地ではほとんど意識されていない。

### (2) インドネシアにおける観光の経済効果

観光客の消費による観光収入のデータが毎年とられている(表B-1)。経済効果に関する調査がESCAPにより行われているが、地元ではあまり意識されていない。

### (3) バリ島における経済効果

バリ島においては、観光は農業に次いで重要な産業と認識されている。近年の一人当たりの年間所得は約1,000ドルで、GDPは年7.6%、雇用は同4.6%の増加を示している。観光はバリの土地利用の1%に満たないが、バリの収入の45%が観光によるものである。また、州の税収の26%がホテルの建設認可の税金である。

バリのホテルにおいては、雇用の50~80%がバリ島出身者である（ホテルによって差がある）。バリ文化を保全しつつ、観光資源として活用する観点から、バリの出身者を雇用するためには、民族文化に対する観光産業側の理解が必要である。今のところ、両者の関係は順調にいつている。ホテルで働くことは、バリ島民にとってあこがれており、実際に農業の約3倍以上の収入が得られる。観光の発展により平均的に島民の生活水準が向上している。

観光施設、官公庁などの主要な建築物は、バリ様式で建てることとなっており、その結果、その材料も島内から調達することになる。

地元の農産品の活用については、ヒアリング過程で意見の食い違いが見られ、一方で、ホテル、レストランでの利用には問題があり輸入・移入に頼っているという意見がある反面、ほとんど地場産品でまかなっているという意見もある。ホテルの格、規模等により違うように見受けられた。

また、一つの例であるが、ホテルの需要に応じられる印刷会社がバリには存在しないと言う事実もある。

外国人観光客の平均滞在日数は10.5日、1日一人あたり消費額は134ドルで、そのうち30%が宿泊、20%が飲食、20%が買物、30%がその他となっている。

なお、経済効果に関する既存調査は存在しない。

### (4) ジョグジャカルタにおける経済効果

経済効果に関する既存調査は存在しないが、ジョグジャカルタ地域における観光客の支出による観光収入の額が統計データとして存在している。

大学が多いことと、また、元々インドネシア中から人が集まる土地柄であるので、観光のジョグジャカルタ経済に対する効果という観点の意識はバリ島に比べると希薄

である。

外国人観光客の平均滞在日数は1.8日であり、これを延ばすことが今後の課題である。

#### (5) 経済効果を高めるための施策例

- ・ 地元の素材を活用した教育の実施（バリ観光教育訓練センター）
- ・ 観光客向けの新規商品開発（Batik Research Institute, Yogyakarta）  
（Art Academy Yogyakarta）  
（ジョグジャカルタ総合芸術大学）
- ・ 公園内の地元民向けの土産物屋スペースの賃貸

#### (6) 人々の意識、社会的・文化的影響

観光が地域経済に貢献しているということを両地域の人々とも認識している。実際に、観光が盛んになったことで、自分たちの生活が豊かになっているとも思っている。また、観光産業に従事することに好意的で、ホテルで働くことのステータスは高い。

インドネシアは全国的に地域の文化、観光の重要性についての public awareness を熱心に行っている。小中学校における歴史の授業に加え、観光郵電省も学校の先生とのミーティング、地方事務所によるコミュニティへの説明など積極的な活動を行っている。その結果、ポロブドゥール等の史跡へは国内観光客がたくさん訪問し、その観光利用についての認識を深めるなど、相乗効果が現れていると思われる。従って、観光開発による悪影響の懸念が足かせになるような状況にはない。また、自然を守ること、地域の資源を守ることについては人々の意識の中に元々あり、大切にしている（特にバリ島において顕著）。また、public awareness 活動においても、観光による悪影響の可能性について広報、啓蒙がなされている。（観光郵電省作成の Public Awareness マニュアルの目次：表B-3）

犯罪の増加については、観光の活発化に伴ったものであるが、地元の人の問題ではなく、観光客の安全確保の問題であるとされている。両地域とも島外から来た者が犯罪を犯しているというが、詳細は不明である。麻薬、売春等については、バリのクタ、ジョグジャカルタの駅前付近など一部で問題になっている。



両地域とも、観光で文化が壊されることを恐れ、逆にそれが守る意識を強くする要因となっているようである。また、その結果、守られる文化が観光にうまく活用されている。

## (7) 観光収入の活用方策

観光による収入は国または地方財政の一般会計に繰り入れられる仕組みとなっており、それが観光振興、環境保全に十分に使われているかどうかは明確でない。ポロブドール・ブランバナの史跡公園公社でさえ、その収入は全額国庫歳入となり、管理費用さえも改めて大蔵省に要求するという形である。観光分野の行政担当者は問題意識を持ちつつも何もできていない状態である。

表B-1 インドネシアの観光収入

単位：百万米ドル

	1991	1992	1993	1994	1995
宿泊	754.84 (29.93)	995.59 (30.37)	1,179.92 (29.59)	1,459.03 (30.49)	1,599.87 (30.60)
飲食料品	445.64 (17.67)	601.22 (18.34)	740.09 (18.56)	872.35 (18.23)	977.70 (18.70)
みやげもの、買い物	442.36 (17.54)	526.48 (16.06)	1,053.11 (26.41)	1,153.73 (24.11)	1,275.71 (24.40)
国内交通	297.09 (11.78)	451.41 (13.77)	439.83 (11.03)	561.79 (11.74)	669.23 (12.80)
その他	582.08 (23.08)	703.49 (21.46)	574.61 (14.41)	738.36 (15.43)	703.83 (13.46)
合計	2,522.01 (100)	3,278.19 (100)	3,987.56 (100)	4,785.26 (100)	5,228.34 (100)

注1：かっこ内は構成比である。

2：“Statistical Report on Visitor Arrivals to Indonesia 1995”

Department of Tourism, Posts and Telecommunications による

表B-2 ジョグジャカルタの観光収入

単位：百万ルピア

	1991	1992	1993	1994	1995
外国人観光客	108,544 ( 1.18)	135,899 (25.20)	153,999 (13.32)	171,441 (11.32)	182,618 ( 6.52)
国内観光客	106,290 ( 1.72)	105,818 (-0.44)	112,158 ( 5.99)	122,401 ( 9.13)	155,801 (27.29)
合計	214,834 ( 1.43)	241,717 (12.51)	266,157 (10.11)	293,842 (10.40)	338,419 (15.17)

注1：かっこ内は対前年伸び率である。

2：観光郵電省ジョグジャカルタ地方事務所資料による

表B-3 インドネシア政府観光郵電省による Public Awareness マニュアルの目次

<p>観光の基礎案内書 1          目次          序文          観光総局長のあいさつ          旅行、旅行業、観光、観光客とは何か          旅行          旅行目的と観光の魅力          観光業          観光客の分類          なぜ旅行を行うか          観光振興とそれに伴う効果          要素と障害          経済利益          社会的・文化的利益          民族と国家の中での利益          周辺に対する利益          観光振興による悪影響          7つの魔法          治安、秩序、清潔、快適、美、          ホスピタリティ、思い出          おわりに          1990年観光に関する法律          観光郵電省地方事務所リスト</p>	<p>観光の基礎案内書 2          目次          序文          観光総局長のあいさつ          概説          官民の義務と役割          観光振興のための基本的な資金          第5次観光振興計画の実績          第2次長期観光開発計画の目標          第6次観光振興計画の目標          第6次計画における観光客数目標          外国人観光客          国内観光客          第6次計画の基本戦略          観光振興のためのセクター支援          7つの魔法          (以下第1分冊と同)</p>
<p>観光の基礎案内書 3          目次          序文          観光総局長のあいさつ          概説          インドネシア観光の発展          外国人観光客          国内観光客          旅行会議          外貨          インドネシア人の海外旅行          観光投資          観光の対象と魅力          観光地          宿泊業          旅行案内及び観光輸送事業          主な観光道路輸送          国家観光振興計画          目的と原則          観光振興計画の目標          観光振興の余力          外国人及び国内観光客の目標          7つの魔法          (以下第1分冊と同)</p>	

## 参考資料B2 タイ現地調査 結果概要

観光開発効果は事業が実施されて初めて発現する。本調査の目的は開発調査が実施された地域で、提案された事業がどの程度事業化されているのかをまず把握することである。加えて、事業化された事業については事業化を促進させた要因を明らかにし、事業化に至っていない提案についてはその原因を明らかにしつつその原因を除去する方法について検討し、併せて開発調査における提案事項と、その提案内容について考察を加えることを目的としている。

なお、対象地域はヒアリングの実施が可能で、かつ事業化の有無の見通しが付くと考えられる地域を検討した結果、調査が1992年に行われ、5年が経過したホアヒン・チャアム観光開発調査の対象地域であるタイ国南部の2県が最適として選定した。

現地調査期間 1998年1月18日～31日

現地訪問先 JICAタイ事務所

OECFバンコク駐在員事務所

首相府観光庁（本省、ホアヒン・チャアム事務所）

運輸通信省高速道路部

農業協力省灌漑部

内務省農村開発促進部

科学技術環境省汚染管理部

ベチャブリ県庁

プラチュアップキリカン県庁

ホアヒン市役所

ベチャブリ市役所

チャアム市役所

ノホテルチャアム

ホテル日航マハナコーンバンコク

調査結果の概要は次の通りである。

## (1) 最重要プロジェクトの実施状況

今回調査の対象である「タイ国ホアヒン・チャアム観光開発計画調査」では73のプロジェクトの提案があり、そのうち26のプロジェクトが優先度が高いものとして位置付けられている。今回、二週間の調査期間でこれら26の優先プロジェクトの全ての進捗状況等をヒアリングと現地踏査により把握することは困難であったため、次の1)~4)の基準により前述の26プロジェクトの内から最優先プロジェクトを選定し、これらについて調査を行うこととした。

- 1) 開発戦略に最も合っているもの。言い換えれば当地域にとってその開発の重要度が高いと位置付けられるもの。
- 2) 公共セクターによる開発が行われるもの。従って民間によって開発される宿泊施設は含まない。
- 3) 開発の緊急度が高く、実行機関の開発計画に含まれているもの。(但し、実行機関の開発計画が必ずしも政府の合意を得ていなくてもよい。)
- 4) プロジェクトの規模が大きく、投資規模の大きいものでソフトローンの対象となるもの

こうして選定された合計8つのプロジェクトは以下の通りである。

- 1) チャアム文化レクリエーションセンタープロジェクト
- 2) ベッカセム道路改良プロジェクト(チャアム区間0.67km、ホアヒン区間2.50km)
- 3) ペチャブリ県周回道路改良プロジェクト
- 4) ペチャブリ海岸道路改良プロジェクト
- 5) チャアム及びホアヒン市上水道整備プロジェクト
- 6) チャアム市下水道整備プロジェクト
- 7) 観光振興・促進プログラムの整備
- 8) 環境管理プログラムの整備

調査の方法は初めにTAT(タイ国首相府観光庁)で各プロジェクトについての進捗状況をヒアリングし、概略の進捗状況を把握の上、各プロジェクトの実行機関を訪問し、担当部局担当官から詳細な進捗状況と事業を行うこととなった要因等を聴取した。更に各最優先プロジェクトの実施個所に赴き、ヒアリングで聴取した進捗状況の確認を行った。その結果の概要は表B-4のとおりであり、概ね着実に実施されていると

評価できる。

表B-4 最重要プロジェクトの実施状況

プロジェクトの名称	担当官庁	実施状況(平成10年1月現在)
・チャアム文化レクリエーションセンタープロジェクト	TAT, ペブリス県, ペブリス市	予算取得のため上程されたが却下。他案件優先のため。今後も努力。
・ベッカセム道路(旧国道4号線)改良プロジェクト	DOH, ペブリス市	対象のチャアム交差点、ホアヒン改良部分完成。更に全延長で拡幅工事
・ペブリス県周回道路改良プロジェクト	OARD, RID	OARD 道路 片側1車線道路で舗装完成 RID 道路 片側1車線道路で舗装完成
・ペブリス海岸道路改良プロジェクト	RID	一部照明灯、中央分離帯等も完成 道路 片側1車線道路で舗装完成
・チャアム及びホアヒン市上水道整備プロジェクト	チャアム市 ホアヒン市	開発調査実施当時の増強計画を推進
・チャアム市下水道整備プロジェクト	PWD	新設計画が公共事業部により予算化 近々、建設工事が開始予定
・観光振興・促進プログラム	TAT, 両市, 両県	案内標識の設置他、TAT はイベントの主催・後援、両県両市は観光組織設立
・環境管理プログラム	PCD TAT	海水の水質検査を実施 海岸浸食について23次 OECF B-7で要請

## (2) 開発目標値と観光開発の現状

ホアヒン、チャアムにおける観光客数(宿泊客数)ではタイ国人の場合は実績が概ね予測の90%に達しており、比較にあげた数値が2県全域のものであることを考慮すればかなり良い予測といえる反面、外国人については予測を遥かに下回る結果となっている。但し前述したように数値は両県合計の数値であるため、両地区の外国人観光客数の実績と予測の乖離の程度を推定する事は困難である。

宿泊施設の客室数ではトータルで予測を若干上回る実績となっているが、ホアヒンでの伸びが予測を上回ったのに対し、チャアムでは予測ほどの伸びはなかった。

表B-5 ホアヒン・チャアム地域の観光の現状と調査時の計画目標

単位：人、部屋

	観 光 客 数				宿 泊 施 設 (1996)			
	1996年実績		報告書予測(1996)		実 績		予 測	
	タイ人	外国人	タイ人	外国人	施設	客 室	施設	客 室
ホアヒン地区	702,862	219,958	—	—	88	2,957	—	1,977
チャアム地区	946,560	69,260	—	—	83	3,582	—	4,080
両地区合計	1,649,422	289,218	1,827,000	508,000	171	6,539		6,057

註1. 観光客数の予測欄での両地区合計は調査対象両県合計を記入してある。

## (3) 実施が促進された要因

### 1) タイ経済に占める観光の重要性

まず、第一にタイにおける観光の重要性が挙げられる。JICA、OECD等による我が国政府開発援助などの成果として同国の観光産業は著しい発展を見せ、観光による外貨収入は1992年以降、全輸出産業中トップの地位を占めるまでになっている。こうした観光産業の重要性の認識が観光投資の原動力になっている。

### 2) タイ国の経済的発展

同国の経済発展が国民所得と生活水準の向上をもたらし、インフラの整備やモータ

リゼーションの発展を加速させている。その結果、観光地としての魅力が増大するとともに、内外からの観光客が飛躍的に増加を示し、これがまた、観光投資を増加させるという良好な循環を示した結果とも考えられる。

### 3) 1987年策定の観光マスタープランの存在

従来から南部地域観光開発マスタープランがあり、本調査はその見直しである。従って、タイ国としては南部二県についての観光開発にある程度の重点を置いていたものと推定され、この結果が事業実施に結びついたと考えられる。

### 4) 宿泊施設に対する民間投資の促進

観光魅力の増進には民間投資による国際水準を満たす宿泊施設建設が必要不可欠である。ホアヒン、チャムの場合、後述するように内外資本による国際水準を満たす宿泊施設が建設されており、それが観光地としての地位の確立を促すとともに公共投資による社会基盤の整備を促進させている。

### 5) 計画策定後のフォロー

計画が策定された後、そのフォローも非常に重要である。TAT ではホアヒン、チャム地区に7人のスタッフからなる現地事務所があり、常に開発調査報告書を座右において、関係事業の促進について関係各機関への働きかけや広報活動を行っており、こうした地道な努力が実を結んでいるものと考えられる。

## (4) 民間投資の現状

タイ国においてはホテルのオーナーは社会的地位が極めて高く、ビジネスの成功者と思われており、将来のガバナー(県知事)候補と目される場合もある。

同国においては民族資本も徐々に育ちつつあり、BOI(Board of Investment)がホテル建設に対して多くの認可を与えた事、及び前述の事情も加わり、民族資本によるホテル建設は極めて盛んで、首都バンコックでは約3割ほどの供給過剰となっていると言われている。なお、投資家としては政府が認めるインセンティブは好条件であるにこしたことはないが、現状では所与の条件で投資の検討を行っており、インセンティブに対する大きな期待は持っていない。



ホテルの経営としてはマネジメント契約方式が多い。タイ人オーナーは契約期限が来たら再契約をせず、自分達で運営を行いたいとする傾向があるが、現段階では技術的かつ能力的にはまだその域に達していないと言われている。

ホアヒン、チャアム地域の宿泊施設の客室数は前述したように順調に増加しており、タイ人観光客等の増加に伴って(外国人観光客は予測したほど増加していない)宿泊施設の建設が進んでいる。しかし、客室稼働率は高くなく、経営的には苦しい状況が続いているが、最近では60%弱となり、安定方向にむかっている。

表B-6 ホアヒン・チャアム地域の宿泊設備と部屋数

地名	事項	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996
Cha-am	宿泊設備(数)	48	48	63	64	51	77	83
	部屋数(室)	2416	2333	2862	3095	3351	3577	3582
	客室稼働率(%)	37	48	31	36	42	50	56
Hua Hin	宿泊設備(数)	27	24	51	53	62	86	88
	部屋数(室)	1119	1155	1674	2143	2336	2893	2957
	客室稼働率(%)	57	51	48	54	48	52	61
計	宿泊設備(数)	75	72	114	117	113	163	171
	部屋数(室)	3535	3488	4536	5238	5687	6470	6539
	客室稼働率(%)	43	49	37	43	44	51	58

#### (5) 提案内容、提案事項について

今回の調査では開発調査で提案した最重要事項についてはかなりの部分が事業化されていると言う結果であった。ここでは提案する場合の重要事項について考えてみる。

- 1) 今回の調査対象事業はいずれも事業官庁の計画には既に組み込まれていたものであり、政府の承認待ちという事業であった事が挙げられる。中にはチャアムの文化・レクリエーションセンターのように事業化されていないものはあるが、他の多くは今回調査時点までに政府の承認がとれ、予算が認められ、事業

化されているか、または既に事業が済んでしまっているものであった。

これを裏返せば、提案を行う場合は先方政府の既存計画を十分に把握し、それをできるだけ組み込むような提案をすることが事業化につなげる近道であると言える。勿論、当該事業の評価は調査団として適切に行う必要があることは言うまでもない。

- 2) 観光開発の場合であってもインフラ整備が基本となることが改めて納得させられた。観光開発は民間資本の進出（国際水準の宿泊施設等）が必要条件であり、民間資本の進出を決定づける最大の要因は道路、港湾、空港等の交通関係インフラの整備であることが、ホアヒン、チャムでの観光客数及びホテル等の客室数の増加からも明白である。開発調査では当該観光地への進入ルートや周辺道路の整備の提案が的を得ていたと言うことである。換言すると、インフラ整備の提案を行う場合には現状の欠陥を十分調査した上で提案する事が是非とも必要であるということである。

なお、観光客で増加しているのはタイ国人であるが、周辺環境の維持と適切なプロモーションを行うことで、徐々に外国人観光客も増加するものと考えられる。

- 3) 観光分野の開発調査を同一の国で二度行う場合は、ある程度の時間をおいて行うべきである。開発調査での提案事項を事業化するまでにはどうしても予算等の関係からある程度のタイムラグが生じる。今回の調査で収集した TAT 資料によると、南部地域開発計画調査（平成元年3月）で提案されたと思われる Por Bay Tourist Pier と Chalong Bay Tourist Pier の建設が1997年末に始まることとなっている。限られた予算の中で先行計画での提案事項が実施される場合は、同一省庁が実施する後追い計画での提案事項の実施はさらに遅れることになるものと考えられる。こうした点も配慮してカウンターパート側と十分確認しながら提案することも大切であろう。



